

外交・安全保障調査研究事業費補助金（総合事業・調査研究事業共用）
補助事業実績報告書

1. 基本情報				
事業分野	②日本の繁栄の確保			
事業の名称	「社会性評価基準の国際標準化研究」フェーズⅡ 社会的インパクト評価促進に向けた現状調査と提言			
責任機関	組織名	一般財団法人 国際開発機構		
	代表者氏名 (法人の長など)	杉下 恒夫	役職名	理事長
	本部所在地	〒106-0041 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック 39MT ビル 6F		
	①事業代表者	フリガナ	フジタ ノブコ	
	氏名	藤田 伸子		
	所属部署	国際開発研究センター	役職名	センター長
	所在地	〒106-0041 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック 39MT ビル 6F		
②事務連絡担当者	フリガナ	フジタ シゲル		
	氏名	藤田 滋		
	所属部署	人材開発事業部	役職名	主任
	所在地	〒106-0041 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック 39MT ビル 6F		
事業実施体制				
事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当等の別	氏名	所属機関・部局・職		役割分担
事業総括	藤田 伸子	(一財) 国際開発機構 国際開発研究センター センター長		総括
研究担当	藤田 滋	(一財) 国際開発機構 人材開発事業部 主任		研究担当 1
研究担当	野口 純子	(一財) 国際開発機構 国際開発研究センター 主任研究員		研究担当 2
研究担当	原田 郷子	(一財) 国際開発機構 国際開発研究センター 研究員		研究担当 3

研究担当	池田 智穂	同 主任	研究担当 4
アドバイザー	岡田 正大	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 教授	調査全般にわたる助言
アドバイザー	伊藤 健	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任助教	調査全般にわたる助言

2. 事業の背景・目的・意義

【事業の背景】

近年、新たな開発資金として「社会的投資 (*1)」が注目されると同時に、投資先の事業が生み出す社会的インパクトを評価する方法の標準化めぐる議論が活発化している。例えば欧州連合 (EU) では、2012年の EU 単一市場法において「社会的企業によって生み出される社会経済的便益を測定する方法を開発する」と規定され、その実現のため「社会的インパクト評価手法開発のためのサブグループ」(Group d'Experts de la Commission sur l'Entrepreneuriat Social : GECES) が同年 10 月に設立された。GECES は 2014 年に「社会的インパクト評価基準」を公表している。また、2013 年 6 月には、英国キャメロン首相の提唱により、同国内閣府の主導で、G8 メンバーによる社会的投資促進のためのタスクフォースが発足し、その下で、社会的インパクト評価作業部会 (Working Group of Experts on Impact Measurement) が設置された。同作業部会は、社会的投資の評価手法に統一性を持たせることを念頭に、事業者、投資家等と議論を重ね、社会的インパクト評価のガイドラインを策定し他の国での活用を推奨した。さらに、経済協力開発機構 (OECD) が 2015 年 1 月に公表した報告書「社会的インパクト投資ーエビデンスに基づいた構築」において、社会的インパクト評価基準の確立が提言されている。このように、地域レベル、グローバルレベルにおいて、社会的インパクト評価の標準化に向けた動きは加速している。

一方で、こういった社会的インパクト評価の標準化に向けた動きに、日本は関与できていない。上記 G8 タスクフォースには EU やオーストラリアも参加しているが、日本が参加したのはタスクフォースの活動期限である 2014 年 9 月の 2 ヶ月前、7 月のことである。また、同じく日本は同タスクフォースの社会的インパクト評価作業部会には参加していない。社会的投資のニーズや関心が高まるなか、国際レベルでの社会的インパクト評価の標準化に向けた動向を引き続き注視し、日本も積極的に関与していく必要がある。

さらに、社会的インパクトの評価の動きは、社会的投資の文脈のみにとどまらない。資本市場における企業報告の文脈においても、営利企業の生み出す社会的インパクトの評価・報告の動きが認められる。企業の財務情報と非財務情報を統合させた「統合報告書」の標準化を推進している国際統合報告評議会 (IIRC) が 2013 年 12 月に公表した「統合報告フレームワーク」では、企業の長期的な企業価値向上につながる場合、財務数値に還元されない正の社会的インパクトについても、評価・報告の対象となることが明記されている。このように、社会的投資市場のみならず通常の資本市場においても、事業が生み出す社会的インパクトの評価が注目され始めている。

こういった背景の中、当財団は、社会的インパクト評価基準の国際的な標準化のプロセスに日本が積極的に関与していくための戦略を研究・提言するための調査研究を平成 25 年度に実施した。この研究では、社会的インパクト評価基準に関する動向を調査した上で、他分野における国際標準化をめぐる競争過程を分析し、社会的インパクト評価基準の標準化において日本が取りうる戦略の検討を行った。本調

査は、フェーズ I で検討した戦略の一つである社会的インパクト評価の普及に焦点をあて、日本における社会的インパクト評価の現状調査と、その促進に向けた方策を検討したものである。

*1: 社会的投資：財務的リターンに加え、社会的リターンを創出することを目的とし、企業や組織、ファンドになされる投資で、インパクト・インベストメントとも呼ばれる。

【事業の目的・意義】

本事業の目的は、上記のような G8、英国、EU 等をはじめとした世界の社会的インパクト評価の標準化にかかる最新の動きについての情報収集・分析を行うとともに、日本の社会的投資市場における社会的インパクト評価の現状を調査し、世界が標準化に向かう中で日本ではどのような取組みを進め、社会的インパクト評価を普及・深化させることができるかを検討することにある。

社会的インパクト評価をめぐる世界的な動向を適時に把握し、日本でも適切な時期に適切な関与を行えるよう十分に備えることが肝要であり、社会的インパクト評価の国際的な標準化に向けた関与の布石としての本事業の意義は大きい。

3. 事業の実施状況

本事業は、上述のとおり社会的インパクト評価をめぐる世界的な動向を踏まえ、日本における社会的投資の拡大を念頭に置き、社会的インパクト評価促進に向けどのような取組みを行うべきか研究・提言することを目的とした。

本事業は事業実施計画で設定した 3 つのコンポーネント、すなわち、①社会的インパクト評価の標準化に関する国際的な動向の調査、②日本の社会的インパクト評価促進のための基盤づくりに関する検討、③研究成果の普及・発信、に従い実施した。以下、各コンポーネントの具体的な実施状況を報告する。

コンポーネント①：社会的インパクト評価の標準化に関する国際的な動向の調査

(報告書：第 2 章)

本コンポーネントでは、社会的インパクト評価の標準化に関する世界的な動向を把握するため、以下 2 つの文脈における社会的インパクト評価に関する情報収集を行った。

一つは、企業の社会性を企業価値として捉え発信しようとする企業報告の文脈である。現在、グローバル市場でビジネスを展開する多くの企業では、持続可能な社会発展に寄与するため環境・社会・ガバナンスを意識した ESG 事業を実施しており、その成果を企業の社会的価値として可視化しようとするガイドラインや基準の整備が進んでいる。この流れを把握するため、文献調査による企業の社会的責任の視点から企業報告の変遷を整理し、現在多くの企業報告の指針として活用されている「グローバル・レポート・イニシアチブ (GRI)」、「持続可能な会計基準審議会 (SASB)」、IIRC の取組みを調査した。特に財務情報と非財務情報の統合による企業報告の推進を図る IIRC には、新しい概念として日本の企業にも浸透し始め、公的セクターでも注目されていることから、ヒアリング調査を行った。

二つの目の文脈として、欧米を中心に進む社会的投資・社会的インパクト評価の動向を把握するため、まず国レベルで標準化が進む英国、地域レベルでの標準化に向けた取組みが進む EU での動向に関する情報収集を行った。さらに、国際レベルでの標準化の動向に関し、G8 によって立ち上げられた G8 社会的インパクト投資タスクフォースでの一連の議論について情報収集するとともに、2014 年 9 月に同タス

クフォースが発表した調査結果に関連した G8 加盟国の動き、社会的投資、社会的インパクト評価の動向を有するその他の国や地域の情報収集を行い、社会的インパクト評価の標準化に向け、世界レベルでの今後の展開について考察を行った。

コンポーネント②：日本の社会的インパクト評価促進のための基盤づくりに関する検討

(報告書：第3章、第4章、第5章、第6章)

社会的インパクト評価の国際的な標準化のプロセスに関与するためには、日本において社会的インパクト評価の実践が蓄積され意見形成が行われる必要がある。本コンポーネントでは、日本での社会的インパクト評価の促進に必要な基盤を検討するにあたり、第一に社会的インパクト評価の先進国である英国の現状から示唆を得るため、英国のシンクタンク New Philanthropy Capital が 2012 年に公表した社会的インパクト評価の現状調査結果の分析を行った。その調査結果を踏まえ、社会的インパクト評価促進のために英国で実際に講じられた施策を整理し、効果を上げた要因や課題の分析を行った。

第二に、英国における教訓、課題を把握した上で日本における社会的インパクト評価の現状について調査を行った。具体的には、日本の社会的投資市場のアクターとなる資金需要者 12 組織（特定非営利活動法人、公益社団法人、営利企業等）、資金提供者 3 組織（助成団体等）、金融仲介機関 7 組織（銀行、信用金庫、ファンド、ベンチャー・フィランソロピー等）の計 22 組織を対象にインタビュー調査を実施し、(1) 評価の実施状況・目的、(2) 評価についての意識・評価実施による効果、(3) 評価の実施方法、(4) 評価実施の課題・阻害要因等について調査し、各アクターの視点から調査結果をとりまとめた。このインタビュー調査については、平成 25 年度実施の調査について、審査・評価委員会からの「本事業の成果を活かすべき主体であると考えられる企業や NGO などとの双方向の議論が行われていない」という指摘を踏まえ、本事業では特に注力し実施した。インタビュー調査を通じ、社会的インパクト評価の現状を調査するとともに、これらの組織の制約も踏まえた上での社会的インパクト評価の方法に関する議論を行った。

第三に、その成果のとりまとめとして日本における社会的インパクト評価の実践、ニーズ、課題等を踏まえ、日本での社会的インパクト評価のガイドライン作成の際に、標準・基準として何をおさえるべきか、またそれらについてどのような論点があるのかを検討した。検討のプロセスでは、国際的に広く活用されている、または参照されている複数のガイドラインや基準を参照し、各ガイドラインの概要を簡潔に取りまとめ比較できるように整理した。また、日本における社会的インパクト評価ガイドラインの検討時の論点抽出には、上述のインタビュー調査で収集した意見や情報を基に、より現実的で具体的なガイドライン作成に有用なポイントを心がけ、重要な論点を網羅した。

最後に、上記の一連の検証、分析結果を踏まえ、日本における社会的インパクト評価促進に向け必要な支援策を検討し、提言として取りまとめた。

コンポーネント③：研究成果の普及・発信

本コンポーネントでは、研究成果の普及・発信を様々な方法で実施している。詳細は「5. 事業成果の公表」を参照されたい。

4. 事業の成果

【直接的成果】

事業計画書で掲げた、以下3つの直接的成果について報告する。

成果①：社会的インパクト評価基準の国際標準化に関するG8などの動向の把握

本事業では、社会的投資の文脈での社会的インパクト評価だけでなく、資本市場における企業報告で活用されている社会的インパクト評価基準やガイドラインについても検証を行い、国際レベルでは二つの文脈が様々な形での連携、交流が進んでいることが明らかとなった。G8報告書においても、企業報告で活用されるGRI、SASB等のガイドラインへの評価も示され、社会的投資、社会的インパクト評価の拡大が予想以上に加速していることが判明した。

2014年にG8によって作成された「インパクト評価ガイドライン」は、営利・非営利組織を問わず多岐にわたる組織形態での利用が可能であり、世界標準のガイドラインとしての地位を確立するには時期尚早であるものの、今後の社会的インパクト評価基準の国際標準化促進の追い風となっている。

また本事業では、G8の中でも社会的投資・社会的インパクト評価の先進国である英国、地域レベルでの標準化に取り組むEUにおける、社会性インパクト評価の標準化に向けた様々な取組みについても調査し、各レベルでの取組み内容から標準化プロセスについての示唆抽出に努めた。

成果②：他国の社会的インパクト評価適用促進・社会的投資促進のための仕組み・組織に関する情報収集

本事業では社会的インパクト評価の普及が進む英国での取り組みを検証するため、2012年に実施された英国シンクタンクによる調査結果ならびに関連情報の収集を行った。英国での調査結果の分析を通じ、社会的インパクト評価促進の上での重要な視点や阻害要因の把握により、今後の日本の社会的インパクト評価促進の過程で留意すべき点を明らかにすることが出来た。

英国では、標準化の過程において行政を中心に様々な取組みが行われ、過去5年において評価の実施が大幅に増加した。評価をめぐり資金需要者と資金提供者の相互理解や評価手法の多様性が引き起こす評価の質や信頼性に対する課題が山積するなか、英国では評価の実践と、評価手法の収斂という作業が並行して実施されたことが標準化の促進に大きく寄与したと考えられ、実践と手法の収斂の両輪の上で社会的インパクト評価の標準化が促進されるという示唆を得た。

成果③：日本における社会的インパクト評価適用支援・社会的投資促進のための基盤づくりに関する案（提言）

日本における社会的投資、社会的インパクト評価の促進を図るには、まず日本の現状を把握することが重要であり、本事業では社会的インパクト評価に関係する主要ステークホルダー（資金需要者、資金提供者、金融仲介機関）に対しインタビュー調査を実施した。インタビュー調査により、日本の現状では事業管理や事業改善の手段として、アウトプットレベルでの評価が一定の資金需要者組織において実施されていたが、アウトカムレベルでの評価実施は限定的であることが明らかとなった。その背景には、評価に充当する資金や人、専門知識の不足が課題となっていることが確認された。加えて、資金提供者や金融仲介機関の投融资審査では、事業性が重視され、事業のアウトプットレベルの評価は必ずしも求められておらず、社会的インパクト評価の動機付けも十分でないことが判明した。日本においても社会

的投資に関する様々な情報が発信されているにも関わらず、現状では資金の出し手と資金の受け手との間で共有されている情報量は多いとは言えず、双方のコミュニケーションツールとしての社会的インパクト評価は今後広く普及されるべきことが明らかになった。

本事業では、インタビュー調査結果を基に社会的インパクト評価促進に必要な支援や対策を検討し、日本の社会的インパクト評価ニーズに即した具体的且つ実現可能な提言を取りまとめた。抽出した提言は以下の通りである。

提言 1：社会的インパクト評価の必要性や効果についての啓蒙活動・情報発信を促進する。

提言 2：日本の実情にあった社会的インパクト評価ガイドラインの策定と共有を進める。

提言 3：社会的インパクト評価促進に向けた包括的支援を確立する。

- (1) 社会的インパクト評価に関する専門ポータルサイトの立上げ
- (2) 行政、金融仲介機関、中間支援組織のネットワークを通じた経営支援機能の強化
- (3) 社会的インパクト評価促進に活用可能な社会的投資基盤整備基金の設立

【事業実施効果】

事業計画で掲げた事業実施効果について報告する。

「①調査研究結果の発信を通じ、社会的投資・社会的インパクト評価基準への関心が高まり、議論が活発化する」

本効果を図る指標として研究成果品公開後の Web ページの年間ヒット数を想定している。それとともに、2015 年 5 月 29 日（金）実施予定の「社会的インパクト投資シンポジウム」において、当研究チームが企画を担当する分科会「社会的価値を可視化するーインパクト評価の最前線」（仮題）の参加者数や資料配布数によっても検証することとする（分科会の参加者は最大 200 名を予定）。

【波及効果】

事業計画では、本事業の波及効果として以下の効果出現を期待した。

- ①日本の社会的投資促進のための基盤が形成される。
- ②日本の社会的投資に社会的インパクト評価基準の適用が広まる。
- ③日本の個人投資家・機関投資家・企業による社会的投資を通じた途上国への支援が活発化する。
- ④当財団の研究機関としての能力向上と日本外交への貢献。

①については、既述のように、G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会による投資促進のための基盤形成の取組みのうち、社会的インパクト評価の普及促進分野に関しインプットを行ってきた。その他の波及効果については、中長期的な発現が期待される。

5. 事業成果の公表

(1) G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会への研究成果の共有

G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会は、G8 社会的インパクト投資タスクフォースの参加国が、国内での議論を行う母体として各国で設立しているものである。日本においても、2014年7月に社会的投資に関連する民間有識者を中心とする7名を委員として設立され、日本国内での社会的投資の機運の醸成を目的に情報発信、議論を行うほか、民間外交組織としてG8 社会的インパクト投資タスクフォースの会合に参加している（別添 1-1 を参照）。

当研究チームは、G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会の定期会合（隔月実施）に第2回会合からオブザーバーとして参加したほか、2014年11月5日の第3回会合では、英国における社会的インパクト評価の現状および促進の取組みについて発表を行った（別添 1-2 発表資料を参照）。

(2) 当財団主催 BBL セミナーでの成果発表

2014年7月4日に当財団実施の第207回 BBL セミナー「途上国開発におけるディベロップメント・インパクト・ボンドの可能性～新たな社会的投資を通じた開発課題への挑戦～」にて、本事業の成果の一部を発表した。

具体的には、英国における社会的インパクト評価促進の一つの取組みでもあるソーシャル・インパクト・ボンド、およびそれを国際開発分野へ適用したディベロップメント・インパクト・ボンドに関する調査結果を、アドバイザーである伊藤健氏とともに発表した（別添 2-1、2-2 を参照）。

(3) 分析情報誌での情報発信

アジ研ワールド・トレンド誌（2015年2月号）にて、「多様化する開発資源－革新的資金調達メカニズムと社会的インパクト投資－」と題して研究成果の一部を発表した。

具体的には、調査研究の過程を通じて得た知見をもとに、国際開発における開発資金源としての社会的インパクト投資の可能性についての記事を執筆した（別添 3 参照）。

(4) 調査研究報告書の公表

本調査研究の報告書を作成し、公表した（別添 4 参照）。当財団 Web サイトに掲載し、広く一般国民と共有するとともに、下記の社会的インパクト投資シンポジウムでも配布し、本調査研究の活用が期待される NPO や社会的企業といった事業者と成果を共有する。

また、本報告書の内容は、G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会が5月29日に公表する、日本における社会的投資促進に向けた提言書でも一部引用される予定である。

(5) 韓国社会的企業振興院との意見交換会

韓国の社会的企業の設立と活動促進をミッションとする韓国社会的企業院（Korean Social Enterprises Agency）院長の Jae-Gu Kim 氏の来日に伴い、2014年11月7日に当財団にて意見交換会を実施し、当財団からは本事業の調査結果を共有した。Jae-Gu Kim 氏からは韓国での社会的投資、社会的インパクト評価の現状についての説明を受けるとともに、世界的な社会的投資、社会的インパクト評価の動向について意見交換を行った。

(6) 「社会的インパクト投資シンポジウム」での情報発信（予定）

先述の G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会が主催し、2015 年 5 月 29 日、30 日開催予定の「社会的インパクト投資シンポジウム」の分科会の一つである「社会的価値を可視化するーインパクト評価の最前線」（仮題）にて、調査研究の成果を発表する。具体的には、登壇者として発表を行うほか、分科会全体の企画を担当し、本事業にてインタビュー調査を実施した 22 組織から 4 組織を選定し、それぞれの社会的インパクト評価の取組みの紹介とディスカッションを行なう（別添 5-1、5-2 参照）。参加者としては今後社会的インパクト評価を実践する NPO 法人、社会的企業家をはじめ、広く一般市民を対象としている（200 名を予定）。参加者の社会的インパクト評価やその国際的な標準化をめぐる理解の促進を目指す。

6. 事業総括者による評価

(1) 事業の目的達成度

本事業の目的は、世界の社会的インパクト評価の標準化にかかる最新の動きについての情報収集・分析を行うとともに、日本の社会的投資市場における社会的インパクト評価の現状を調査し、これらに基づき、世界が標準化に向かう中で日本ではどのような取組みを進め、社会的インパクト評価を普及・深化させることができるかを検討することであった。

世界の社会的インパクト評価標準化の最新動向については、文献調査や有識者ヒアリングを行ない、近年国際会計基準の浸透とともに議論が活発化している企業の社会的責任の観点と、社会的投資の二つの観点から動向を整理した。また日本国内の現状調査としては、3つの主体（資金需要者、資金提供者、金融仲介機関）に幅広くインタビュー調査を実施し、事業の現場を個別訪問し当事者からヒアリングを行なったことにより、当事者にとっての評価の価値や、立場による視点の相違、課題など、多くのことが明らかとなった。このヒアリング結果をベースにし、日本財団から提供を受けた大規模なアンケート調査結果（2800 余の NPO 法人・社会福祉法人対象）、英国での同様のアンケート調査結果、さらに様々な社会的インパクト評価のガイドラインの分析を総合し、現実的な評価手法の検討や、評価の導入促進のための具体的な支援策を検討した。

これまで、社会的投資・社会的インパクト評価促進の必要性は日本でも認識されていたが、日本の現状から評価の実態は十分に把握されていたとは言い難い。日本での社会的インパクト評価の現状に基づいた普及のための方策を検討することができたことから、本事業の目的の達成度は高いと考える。

(2) 事業の成果

「4.事業の成果」で述べた成果についての個別の評価は以下の通りである。

①社会的インパクト評価基準の国際標準化に関する G8 などの動向の把握

G8 等の標準化の動きにとどまらず、企業の社会的責任の観点と、社会的投資の二つの観点から文献調査や有識者ヒアリングにより動向を把握した。この二つの動きは、中長期的には交わってくるということが予想されており、今後の展開に向けての整理ができたと考える。

②他国の社会的インパクト評価適用促進・社会的投資促進のための仕組み・組織に関する情報収集

この分野で先行する英国の例を中心に分析を行った。この結果は、G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会が 2015 年 5 月に発表する「社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書」で

も活用されており、日本における社会的投資促進の大きな動きに貢献することができた。

③日本における社会的インパクト評価適用支援・社会的投資促進のための基盤づくりに関する案

日本での社会的インパクト評価の現状に基づいた普及の方策を検討し、提言を抽出した。これらの提言は、今後、休眠預金を活用した「社会的投資基盤整備基金（仮称）」が実現した折には具体化する可能性の高い項目や、今後当財団を含め関係機関が取り組んでいくべき項目から成っている。本提言は、社会的投資促進のための評価の役割を明らかにし、今後取り組むべき具体策を明確した。

また本事業の報告書は、社会的インパクト評価の実施主体として想定している非営利組織等への配布を意識し、コラムや個別組織の事例を多数掲載し社会的インパクト評価に馴染みのない組織や国民への理解の浸透を図った。今後、社会的インパクト評価の参考書としての本報告書の活用が期待される。

(3) 事業の実施体制

本事業では、フェーズ1調査の研究手法を引き継ぎながら、同調査を通じて構築されたネットワークを基盤に、社会的投資・社会的インパクト評価の知見や実績を有する専門家との意見交換や情報共有を積極的に行った。特に、日本での社会的投資を推進するG8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会、助成団体やコンサルティング会社等との意見交換や議論は、当財団職員の調査分析に係る能力開発に大きく寄与し、より深い検証や考察が可能となった。

G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会の事務局であり、非営利組織として様々な事業評価の蓄積のある日本財団とも密接な連携を取り、知見の共有をはかった。本年5月29日に開催される社会的インパクト投資シンポジウムはその連携の成果の一つとなる。

アドバイザーとして岡田正大氏、伊藤健氏という、それぞれ社会的インパクト投資・インパクト評価分野における日本での第一人者のお二人にチームに入って頂いたことは、研究の質の向上はもとより、ネットワークの拡大にも大きな効果があった。また、この分野でアジアでは先行している国の一つである韓国の社会的企業振興院とも、意見交換の機会を持つことができた。これらに加えて本調査で得られたNPO法人やベンチャー・フィランソロピー等とのネットワークは、今後の当財団の調査研究等の可能性を大きく広げるものと期待される。

本事業ではフェーズ1の体制から2名増員し、若手・中堅の有望な研究員の調査研究機会を増やすように配慮した。当初メンバーの他にも、若手の研究員がアドホックで参加することもあり、本調査研究は、当財団のシンクタンクとしての重要な活動として、若手研究員の育成の面でも成果を挙げている。

(4) 補助金の使用状況

事業の経費については、交付決定額以内に収め、効果的に活用した。具体的には適切なタイミングでアドバイザーとの検討会を実施したほか、文献の購入、会議資料、インタビュー調査時の調査説明資料、Web上の資料の印刷、報告書の印刷製本等に活用した。

(5) 外務省の外交政策企画立案への貢献度

社会的投資は、2014年のG8における英国キャメロン首相のリーダーシップで大きく脚光を浴びたが、2015年のG7ではこのテーマが取り上げられないことで、関係者の間ではモメンタムの消失を懸

念する声もある。本年9月に発表されるSDGs（持続可能な開発目標）は、先進国も含めた全世界的な目標となり、そのための資金調達や達成への取組みもこれまでにないスケールになると予想され、資金調達・目標達成への取組みの両面から、社会的投資の役割は一層高まると考えられる。

このような世界情勢のなか、本事業による成果は、日本が世界的な社会的インパクト評価の標準化の潮流にどのように関わっていくべきか、外交政策の企画立案等の検討に参考になると考える。さらに本事業では、民間外交組織であるG8社会的投資タスクフォース国内諮問委員会に対し、日本の社会的投資・社会的インパクト評価についての方針確立や合意形成のプロセスにおいて有用な提言を示しており、世界に発信する日本の主張に対するインプットという観点からも寄与したと考える。

2016年日本開催のサミットでの本テーマ採択の可否を論じるには時期尚早であるが、本事業の成果が同サミットの議題選定の際に、背景情報として活用されることが期待される。

(了)